インフォメーション

平成 23 年 6 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

災害等にあったときの税金・・・税制での軽減措置

このたびの東日本大震災では大きな被害が発生しました。 万が一災害等により損害を受けた場合、所得税では一定の配慮をしております。

(1) 所得税の全部または一部の軽減

地震、火災など災害により損害を受けたときは、確定申告で①所得税法の「<mark>雑損控除</mark>」 ②「<mark>災害減免法の税金の軽減免除」</mark>のどちらかを選ぶことにより、所得税の全部また は一部を軽減できます。

今回の東日本大震災により被災された場合は、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択してこれらの軽減等の措置を受けることができます。

	雑損控除(所得税法)	災害減免法
発生原因	災害・盗難・横領	災害のみ
対象資産	生活に通常必要な資産 (納税者及び納税者と生計を一にする配偶 者やその他の親族でその年の所得金額が 38万未満のものが所有する資産)	住宅・家財 (時価の1/2以上損害が条件) 自己及び自己と生計を一にする配偶 者その他の親族の有するもの
控除額又は軽減額	次のいずれか少ない額 ・差引損害額―所得金額の10% 差引損害額―所得金額の10% 差引損害額のうち災害関連支出の金額―5万 災害関連支出とは災害により滅失した住宅・家財の除去のための費用です その年の所得から控除しきれない金額	その年の所得金額により減免 の金額が異なります 500 万以下・・・全額減免 500 万~750 万・・・1/2 減免 750 万~1000 万・・・1/4 減免 その年の所得金額が 1000 万以下 の方に限ります 減免を受けた年の翌年以降は、減
	は翌年以後3年間の所得から控除できる(今回の大震災については5年間)	免は受けられません。

(2) 納税の猶予

災害のやんだ日から2カ月以内に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることによって、次のような納税の猶予が受けられます

- ① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税
 - 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税・・・納期限から1年以内
- ②既に納期限が到来している国税
 - 一時に納付することが困難と認められる国税・・・原則として1年以内に納税